



川口市マスコット「きゅぼらん」

令和8年度（令和7年度実施） 川口市職員採用選考試験案内

〔募 集 職 種〕
川口市立高等学校
教諭（英語）

【受付期間】 令和7年11月28日（金）17時まで
※学務課教職員係まで持参するか、郵送（必着）してください。

【選 考】 令和7年12月13日（土）

川口市教育委員会

1 募集職種・採用予定人数・受験資格

(1) 募集職種

川口市立高等学校 本採用教諭（英語）

(2) 採用予定数

若干名

(3) 応募資格

- ・ 高等学校教員担当教科の免許所有者。
- ・ 公立・私立高等学校のいずれかにおいて、令和 8 年 3 月 31 日現在で、教諭として、5 年以上の経験を有する者。
- ・ 昭和 41 年 4 月 2 日以降に生まれた者。
- ・ 地方公務員法第 16 条および学校教育法第 9 条に該当しない者。

(参 考)

地方公務員法第 16 条（欠格条項）

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法 施行の日以後において、日本国憲法 又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

学校教育法第 9 条（欠格事由）

次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられた者
- 二 教育職員免許法第十条第一項第二号又は第三号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から三年を経過しない者
- 三 教育職員免許法第十一条第一項 から第三項 までの規定により免許状取上げの処分を受け、三年を経過しない者
- 四 日本国憲法 施行の日以後において、日本国憲法 又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 試験の方法及び内容

【選考試験】

試験科目	内 容
小論文	教育に関する理念、課題に対する理解力等についての記述試験 (800字程度)《60分》
面接試験	個人面接

3 申込手続き及び受付期間

受付	期 限	令和7年11月28日（金） 17時まで ①学務課教職員係まで直接持参 ②郵送(必着)
	申込先	〒332-8601 川口市青木2-1-1 川口市教育委員会 学校教育部学務課教職員係
提出書類		①志願書（A4両面1枚。※添付する写真は、たて4cm×よこ3cm ・上半身脱帽正面向き・3ヶ月以内撮影のもの） ②教員免許状の写し（A4両面1枚※裏面がある場合は必ず裏面もコピーすること） ③教員免許更新講習修了確認証明書の写し（同上）
注意事項		・郵送の際は、 <u>必ず特定記録又は簡易書留で郵送してください。</u> (これによらない場合の事故については責任を負いません。) ・申込書は、記入もれのないよう正確に記入してください。

4 試験日・会場・合格発表等

区分	試験日	試験会場	可否の発表
選考試験	令和7年 12月13日（土） 14:00～16:30 ※集合時刻等については、改めて通知します。	川口市役所第二本庁舎 2504 会議室 2505 会議室	可否にかかわらず受験者全員に、 令和8年1月9日（金）までに連絡します。

【試験当日の注意点】

※ 筆記用具を持参してください。

【合格発表についての注意点】

※ 可否の確認は、必ず前記の方法で行ってください。

(電話照会には応じられませんので、あらかじめご了承ください。)

5 合格から採用まで

- (1) 選考試験合格者は、採用候補者名簿に登載し、成績順に採用を決定します。
- (2) 採用は、令和8年4月1日となります。
- (3) 次の事項に該当する場合は、採用候補者名簿から削除されます。

- ア 提出した書類に重大な虚偽があった場合
- イ 選考試験を受ける資格を欠いていることが明らかになった場合
- ウ 教員としての適性を欠くことが明らかになった場合
- エ その他、任命権者が不相当と認めた場合

6 勤務条件等（令和7年4月時点）

(1) 給料

「学校職員の給与に関する条例」に準じ、経験年数等に応じて決定します。

※その他、支給要件に該当する方には、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末・勤勉手当等が支給されます。

※期末・勤勉手当の年間支給月数4.60（ただし、採用初年度の6月のみ30%程度の支給）

※今後、人事院勧告等により変更することがあります。

(2)退職金 あり

(3)休暇等

年次休暇、病気休暇、出産休暇、介護休暇、夏季休暇、子育て休暇、育児休業等があります。

(4)福利厚生等

公立学校共済組合及び埼玉県教職員互助会に加入することとなり、健康保険・年金のほか次に掲げる給付や貸付等を受けることができます。

＜給付事業＞ 療養費、出産費、育児休業手当金、介護休業手当金、傷病手当金、災害見舞金等

＜貸付事業＞ 一般、教育、災害、医療、結婚、葬祭、出産、高額医療、住宅、介護構造、住宅災害

＜その他の事業＞ 健康管理事業、保養事業、文化レクリエーション事業、各種保健事業等

問い合わせ先

川口市教育委員会 学校教育部 学務課教職員係
〒332-8601 川口市青木2-1-1
電話048（259）7660